

重要事項説明書

(2021年度)



学校法人 聖ヶ丘学園

うみのかぜ保育園

横浜市中区新山下1-4-16
電話 045-628-1630
FAX 045-628-1622

保育・教育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 事業者の運営主体

事業者の名称	学校法人 聖ヶ丘学園
事業者の所在地	神奈川県横浜市保土ヶ谷区常盤台 66 番 18 号
事業者の電話番号・FAX	TEL : 045-335-2312, FAX : 045-334-5662
代表者氏名	渡邊 慶信
定款の目的に定めた事業	<p>この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行なうことを目的とし、目的達成のため、次に掲げる学校等を設置する。</p> <p>(1)設置する学校 聖ヶ丘教育福祉専門学校、育和幼稚園、八幡橋幼稚園</p> <p>(2)設置する保育所 うみの風保育園、にじの風保育園、ひかりの風保育園</p> <p>(3)収益事業 貸間業</p>

2 施設の概要

種別	保育所					
名称	うみの風保育園					
所在地	神奈川県横浜市中区新山下 1-4-16					
電話番号・FAX	TEL : 045-628-1630, FAX : 045-628-1622					
施設長氏名	山田 雅子					
開設年月日	平成19年4月1日					
利用定員（年齢別）	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
	6人	7人	8人	8人	8人	8人
取扱う保育事業	延長保育、障害児保育、グランマ保育					
事業所番号	1410051013928					

3 施設・設備の概要

敷地面積		230.79㎡	
園舎	構造	鉄骨造 3階建	建築面積 118.06㎡
	延床面積	306.89㎡	
施設設備の数と面積	乳児室	1室	42.59㎡
	保育室	2室	64.76㎡
	調理室	1室	16.66㎡
	調乳室	1室	3.14㎡
	トイレ・沐浴室	6箇所	27.23㎡
	保育士休憩室	1室	3.16㎡
	事務室	1室	13.00㎡
設備の種類		冷暖房設備、自動火災報知設備、放送設備他	
屋外遊戯場（園庭）		屋外遊戯場 78.67㎡ バルコニー・屋上 54.73㎡	
屋外遊戯場代替公園		港の見える丘公園	

園舎平面図 ※最終項

4 施設の目的、運営方針

目的	学校法人聖ヶ丘学園が設置するうみの風保育園（以下「当園」という。）が保育所として行う保育・教育の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、当園を利用する小学校就学前の子ども（以下「利用子ども」という。）に対し、適正な保育・教育を提供することを目的とする。
運営方針	<ol style="list-style-type: none"> 1. 当園は、良質な水準かつ適切な内容の保育・教育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指す。 2. 保育・教育の提供にあたっては、子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進するため、利用子どもの意思及び人格を尊重して保育・教育を提供するよう努める。 3. 当園は、利用子どもの属する家庭及び地域との結び付きを重視した運営を行うとともにその支援を行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

5 職員体制

(令和3年4月1日現在)

施設長	1人 (資格：保育士証他)
保育士	19人 (常勤：13人、非常勤：6人)
事務員	1人 (常勤：1人、非常勤：0人)
給食委託業者	株式会社 LEOC 栄養士：1人、調理員：3人

6 保育・教育を提供する日

開所日	月曜日～土曜日
休所日	日曜、祝日、年末年始 (12月29日～1月3日)

7 保育・教育を提供する時間

(1) 開所時間

月曜日から金曜日	午前7時00分から午後8時00分まで
土曜日	午前7時00分から午後6時00分まで

(2) 保育標準時間認定に関する保育時間 (11時間)

月曜日から金曜日の保育時間 (11時間)	午前7時30分から午後6時30分まで
土曜日の保育時間 (11時間)	午前7時00分から午後6時00分まで
延長保育時間	朝：午前7時00分から午前7時30分まで(平日) 夕：午後6時30分から午後8時00分まで(平日)

(3) 保育短時間認定に関する保育時間 (8時間)

月曜日から土曜日の保育時間 (8時間)	午前8時30分から午後4時30分まで
延長保育時間	朝：午前7時00分から午前8時30分まで(平日) 午前7時00分から午前8時30分まで(土曜) 夕：午後4時30分から午後8時00分まで(平日) 午後4時30分から午後6時00分まで(土曜)

8 利用料金

利用料（利用者負担）	保護者が居住する市町村が定める利用料 ※幼児教育・保育の無償化に伴い、下記のとおり無償 2号認定：全ての児童を対象に無償 3号認定：市民税非課税世帯を対象に無償
延長保育料（月極）	基本単価 30分あたり 1,700円 10日以内の利用 30分あたり 850円 ※30分単位で算定します
延長保育 間食・夕食代（月額）	間食代 1月利用 2,500円 10日利用 1,250円 夕食代 1月利用 7,500円 10日利用 3,750円
主食提供	月額 1,000円（土曜日分含む）（3歳児以上）
副食費	月額 4,500円（土曜日分含む）（3歳児以上）
月極契約外の延長 保育に関する料金	超過保育料 10分あたり 100円 間食代 125円/1食, 夕食代 375円/1食
その他別表に定める料金	芋掘り行事に係る費用 800円/1回(変動有) カラー帽子に関わる費用 899円(税別)

※原則 18 時 30 分以降から 19 時までのお迎えは間食、19 時以降のお迎えは夕食と
します。

※夕間食の変更は当日の 14 時までとなります。それ以降のキャンセルは契約の食
事回数としてカウントされます。

※延長保育に関する詳細は、運営規程をご参照ください。

9 支払方法

ゆうちょ銀行口座から自動払込み。払込日は毎月 15 日、月末。

10 提供する保育の内容

児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針及び保育課程に沿って、乳幼児の発達に必要な保育・教育を提供します。

保育理念：「共に生き、共に育ち合う」

子どもの主体性を尊重し、家庭と保育園、地域の方々と連携を密にとり、児童の福祉を積極的に推進してまいります。

保育目標：「元気と笑顔そして感謝する心」

身体が健康であれば気持ち（心）も元気でいられ、そこには自然と笑顔が生まれやさしい気持ちが生まれます。元気であればどんなことでも挑戦する気持ちが育ちます。元気と笑顔をみんなで育てながら感謝する心をも育てる保育を行います。

保育方針：「褒めて認めて励まして しっかりと抱きしめ 受け止める」

日々の保育の中で、褒めて認めてあげることにより、自信へとつながり、また励ますことで頑張ろうとする力や、困難に出会ったときに立ち迎えらるよう、しっかりと1人ひとりの子どもの気持ち（心）に寄り添い受け止めていく保育を行います。

<保育目標（年間）>

ク ラ ス	保 育 目 標
0 歳 児	<ul style="list-style-type: none"> ・一人ひとりの生理的欲求を満たし、生活リズムを整え快適に過ごす。 ・保育士との受容的な関わりの中で、情緒の安定を図り信頼関係を築く。
1 歳 児	<ul style="list-style-type: none"> ・安心できる保育士との応答的な関わりの中で、自分の気持ちや欲求を満たし信頼関係を深める。 ・探索活動を十分に楽しむ中で興味や好奇心を育てる。
2 歳 児	<ul style="list-style-type: none"> ・保育士との安定した関わりの中で身のまわりのことを自分でしようとする気持ちを育てる。 ・いろいろな経験を通して自分の思いや要求を言葉で表現し保育士や友だちとの関わりを楽しむ。
3 歳 児	<ul style="list-style-type: none"> ・園生活の流れや基本的な生活習慣がわかり、自ら取り組みながら身につけていく。 ・自分の思いや感じたことを自分なりに言葉や行動で表現する。
4 歳 児	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的な生活習慣を身につけ、自ら喜んでいろいろなことに取り組む。 ・友だちと一緒に遊び、協力する楽しさを知る。自分の気持ちを伝え、相手の気持ちを考えたり、受け入れたりしながら集団生活を楽しむ。
5 歳 児	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的な生活習慣が身につき主体的に行動する。 ・友だちといろいろな経験をする中で、各々の思いを認めたり大切にしながら、自分の力を発揮し達成感や充実感を皆で味わう。
そ の 他 (年間行事)	<ul style="list-style-type: none"> ・七夕、すいか割、運動会、X'mas 会、餅つき大会、生活発表会 豆まき、ひなまつり、お別れ会、親子遠足など季節の行事 (年間行事予定表配布) ・幼児クラスは、毎月 1 回金曜日 英語教室があります。(年 10 回) ・健康診断 (年 2 回)、歯科検診 (年 2 回)、保護者懇談会 (年 2 回) 個人面談、保育参加 ・毎月 → 身体測定、避難訓練、誕生日会 (誕生月園児の家族参観日) 不審者対応訓練 ・幼保小交流 <p>※毎月、発行するクラスだよりの行事予定で、詳しく日時が掲載されます。 月初めに配布しますので、ご確認ください。</p>

<毎日の保育の流れ>

時間	乳児	幼児
7:00 7:30	開園 保育標準時間（11時間）開始 順次登園・視診	開園 保育標準時間（11時間）開始 順次登園・視診
8:30 9:00	保育短時間（8時間）開始 順次登園・自由遊び おやつ 遊び（室内外）・散歩	保育短時間（8時間）開始 順次登園・自由遊び 朝の会 主活動
11:00	昼食	
11:30		昼食
12:00	午睡	
12:30		午睡
14:45 15:00	目覚め おやつ 自由あそび	目覚め おやつ 帰りの会 自由あそび
16:30 18:00 18:30 20:00	保育短時間終了 順次降園 夕食 保育標準時間終了 閉園	保育短時間終了 順次降園 夕食 保育標準時間終了 閉園

※0歳児は一人ひとりの生活リズムに合わせて、保育します。

お散歩のコース

新山下公園、山下公園、港の見える丘公園、アメリカ山公園、見晴らし公園などにお散歩に行きます。

<クラス編成>

年	齢	ク	ラ	ス	名	年	齢	ク	ラ	ス	名
0	歳	児	は	な		3	歳	児	そ	ら	
1	歳	児	つ	き		4	歳	児	う	み	
2	歳	児	ほ	し		5	歳	児	に	じ	

11 給食等について

	提供内容				保育園での摂取割合 (一日の摂取カロリー)
	おやつ	給食		おやつ	
		主食	副食		
0歳児	○	○	○	○	50% (950kcal)
1歳児	○	○	○	○	
2歳児	○	○	○	○	
3歳児	—	○	○	○	40% (1300kcal)
4歳児	—	○	○	○	
5歳児	—	○	○	○	

<給食の提供にあたって>

食事は保育の柱の一つです。

「食生活が豊かになった」と言われていますが、はたして、そうでしょうか。子どもに生活習慣病の予備軍である高脂血症児が増えているのが現実です。どんな物をどれだけ食べれば、元気いっぱい豊かな心で生活できるのか、小さい時から食に対してしっかり考えられる習慣を身に付けてほしいと思っています。

園では食に対する姿勢、安心、安全、衛生面もふまえ、(株)LEOCに委託し園内で調理を行っています。

- ・栄養士による献立表、給食だよりを月1回お配りします。
- ・食べた量については、乳児のみ連絡ノートに毎日記入します。
- ・職員は食事介助のため、毎月検便を行います。

<アレルギー対応について>

当園は、横浜市が策定する「保育所における食物アレルギー対応マニュアル」に則り、“うみの風保育園アレルギー対応マニュアル”を策定し、それに基づき、適切な対応に努めています。

- ・食事アレルギーで除去食が必要な場合は、「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表」を提出してください。意見書を基に栄養士と相談し、園側でできる限り対応したいと思います。また、除去食が必要なお子様は定期的に医師の診断を受け、症状と医師の指示内容をその都度、更新してください。
- ・その他、宗教上等の理由で食べられない食品がある場合は事前にご相談ください。
- ・園内への飲食物の持ち込みはご遠慮ください。

12 保育園と保護者との連携について

- ・連絡ノート・生活状況書
一人ひとりの様子を記しています。園での様子をお楽しみください。
成長記録でもあります。
- ・園からのたより
クラスだより、園だより、給食献立、給食だよりを毎月配布いたします。
- ・いざという時は？
急な病気や怪我等の時は連絡いたしますので、緊急連絡先をお伝えください。連絡先は携帯電話だけでなく、複数の連絡先もご記入ください。
園から病院へ連れて行くときには、健康保険証の記号番号が必要です。「児童表」に記入してください。
- ・保護者のプライバシーを守るために、電話番号は公表しておりません。また、その方の許可なく、お知らせするようなことはいたしません。
- ・お子様が保育を受けているか否か、また保護者の職場やご家庭についての問い合わせは、ご家族以外の方には応じておりません。
ご親戚の方、親しい方に伝えておいて下さい。
- ・職場への電話連絡はお子様が病気や怪我をした時や緊急時に行いますので、携帯電話を留守番モードにしておいてください。メッセージをお聞きになりましたら、折り返し園へご連絡ください。
- ・原則、保護者以外にはお子様をお渡ししません。お子様の養育をする方が変わった時は、速やかにお知らせください。お知らせのない時は、お子様を変更前と同じ方にお渡しすることになりますので、その旨の手続きをお願いいたします。
- ・誘拐などの防止の為に、送り迎えの方の顔写真を提出していただきます。ご登録以外の方がお迎えになる時は、事前に当園へお電話かFAXでお迎えに来られる方のお名前、特徴をお伝えください。又、来園の際に身分証明書の提示をお願いいたします。ご連絡がない場合は、お子様がその方に喜んで寄って行ってもお渡しいたしません。
- ・日々の登降園時間を記録するにあたり、プライバシー保護と安全の為、セコムカードを使用しています。お子様の安全を守るカードになりますので、万が一紛失等された場合は速やかに当園へ届け出てください。
- ・園からの一斉メールを確認したか把握するにあたり、メール確認後は本文の下にありますリンクをクリックしてください。
- ・乳児医療書等、貴重品は、ご家庭で管理してください。

こんな時はお知らせください

- ・住所、電話番号が変わった時
 - ・保護者が変わった時
 - ・就労先が変わった時
 - ・退園する時
 - ・転園する時
 - ・送迎する方が変わった時
- } 横浜市への手続きが必要です

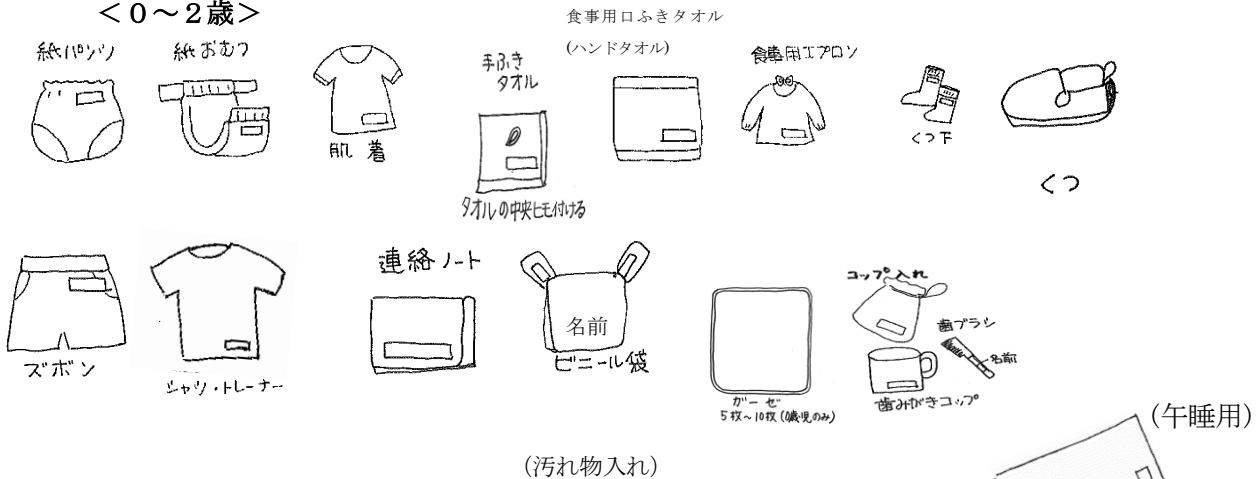
13 保護者に用意していただく物

(1) 入園手続き時にご用意いただく物

児童票、生活状況書、緊急連絡表等
 ※別紙<お配りする書類と提出していただく書類>を参照ください

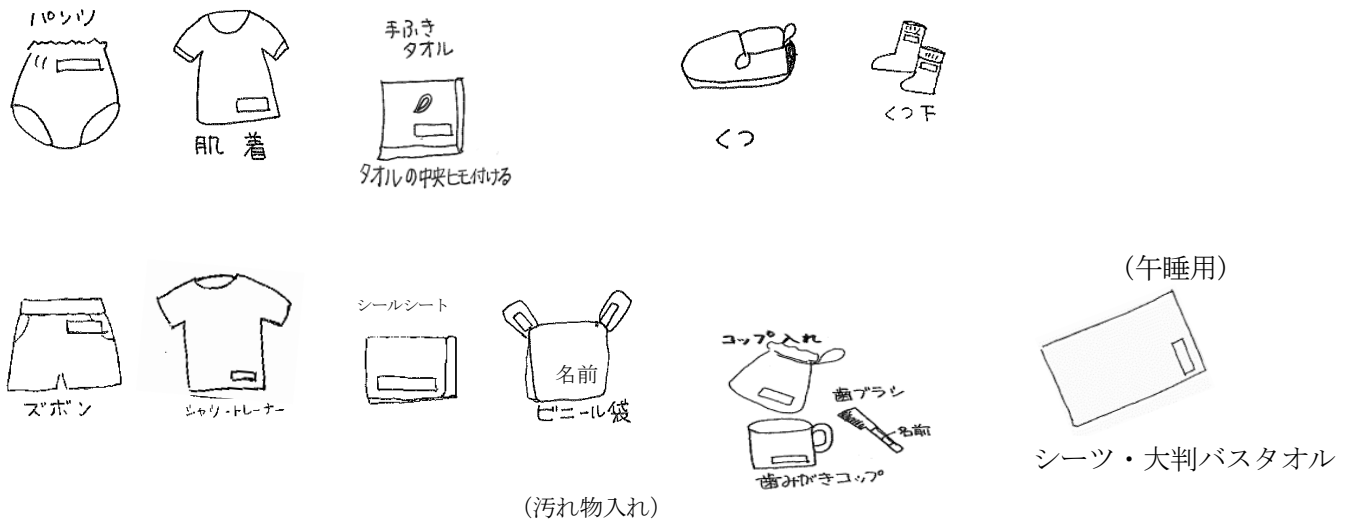
(2) 毎日持参いただくもの

<0～2歳>



(汚れ物入れ)
 ※持ち物には全て記名をして下さい。ズボン、シャツ、トレーナー、靴等は裏面に記名してください。
 ※午睡用シーツと大判バスタオルは毎週金曜日にお持ち帰り頂き月曜日にお持ちいただきますようお願いいたします。
 ※おねしょマットは必要な方のみお持ちください。

<3～5歳>



(汚れ物入れ)
 ※持ち物には全て記名をして下さい。ズボン、シャツ、トレーナー、靴等は裏面に記名してください。
 ※午睡用シーツと大判バスタオルは毎週金曜日にお持ち帰り頂き月曜日にお持ちいただきますようお願いいたします。
 ※おねしょマットは必要な方のみお持ちください。

<お願い>

- ・持ち物には、必ず名前を記入してください。
名前が記入されていないお子様の私物の紛失につきましては責任を負いかねます。
- ・オムツ、着替えは、常に補充されているようにしてください。
- ・週末持ち帰る物
カラー帽子、午睡用シーツと大判バスタオル ⇒洗濯して月曜日に持って来てください。
- ・手拭きタオル、歯ブラシ、コップは毎日持ち帰り、ご家庭で洗濯等をお願いします。

(下記の表は1日の目安の枚数です。)

	0歳児	1歳児	2歳児	3～5歳児	備考
布・紙おむつ	10組	5～6組			布・紙どちらでも結構です。使用済みの紙おむつは園で処分します。
おしり拭き	適宜				
ガーゼ	5-7枚				
おむつカバー	3～4枚	2～3枚			
パンツ		5枚	3枚	1～3枚	
肌着	3枚以上	3枚	3枚	1～3枚	
Tシャツ・トレーナー	3枚以上	5枚	3枚	1～3枚	
ズボン	3枚以上	5枚	3枚	1～3枚	
食事用エプロン	3	3	3		
食事用口ふきタオル	3枚	3枚	2枚		ハンドタオルのご用意ください
手ふきタオル	1枚	1枚	1枚	1枚	ひも付きをご用意下さい。
ビニール袋・スーパー袋	2～3枚	2～3枚	2～3枚	1～2枚	汚れ物入れ
歯ブラシ・コップ	1組	1組	1組	1組	毎日持ち帰り、消毒
カラー帽子	1	1	1	1	園で準備します。 週末洗濯
くつ下	1足	1足	1足	1足	
くつ	足にぴったり合い、自分で着脱しやすいもの				
大判バスタオル・シーツ (午睡用)	2枚	2枚	2枚	2枚	シーツはゴム付きの物
おねしょシーツ	1	1	1		必要な方のみ
<季節により>	夏・・・水着 冬・・・外遊び用のジャンパー (薄手・フードなしのもの)				

<お願い>

- ・衣服や靴等は季節やお子様の発達に合わせて調整してください。
- ・おむつは、布、紙どちらでも結構です。サイズの合った物をご持参ください。
使用済みのおむつは園で処分します。
- ・0歳児(はな組)は各自でおしり拭きをお持ちください。
(容器に入れず、名前を記入して下さい)
- ・くつ下は外に行く時のみ使用します。園内は裸足です。
- ・避難用上履き(1歳児以上)用意して頂きます。

(3) 服装について

制服はありません。お子様が薄着で活動しやすい服装をお願いいたします。

<活動しやすいもの>

- ・伸縮性のある綿のTシャツやズボン。
- ・ずり落ちたりしないで股上丈が深いズボン。上着は腹や背中が見えないように丈の長いもの。

(裾の長いズボンは動きにくく危険です)

<園で着用禁止のもの>

- ・飾りボタン、ひも、フードのついていないシンプルなもの。
スカートもチュニックも遊んでいるとき危険なので園では着用はしないでください。
- ・服や髪ゴムにビーズやспанコール、小さめのボタンが付いていると外れてしまったとき、誤飲につながるので園での着用はしないでください。

<着脱を習慣づけるために>

- ・着脱しやすいようズボン、パンツはゴム入りの簡単なものをお勧めします。
- ・前襟ぐり、袖ぐり、袖下のゆとりのあるものがよいでしょう。
- ・靴はかかとを持ってはける運動ぐつをお勧めします。戸外遊びや散歩をたくさんしますので、足に合った靴をお選びください。
- ・3歳未満児は、着脱に興味が出てきますので、脱ぎ着しやすい物をお願いいたします。

<安全で洗濯しやすいもの>

- ・肌着は汗や汚れをよく吸湿し、通気性のよい綿素材がよいでしょう。
- ・綿素材は毎日の洗濯が可能で、肌への刺激も少ないです。特に乳児は肌への刺激を考え、化繊の下着は避けましょう。

(4) 寝具について

敷布団、毛布は園で準備いたします。布団乾燥は専門業者をお願いしています。
敷布団の上に一枚ゴム付きの午睡用シーツをかぶせ、もう一枚の大判バスタオルを体にかけて寝ます。2枚のバスタオルは毎週末ご家庭で洗濯して月曜日にご持参下さい。
必要な方は、おねしょマットを各自準備して下さい

(5) 個人情報取扱いについて

園のイベントなどで、自分のお子様の写真やビデオを撮影し、ツイッター、インスタグラム等のSNSを公の場に出すことは他のお子様も映っている場合もありますので、禁止させていただきます。

14 登園・降園について

(1) 登園・降園にあたっては、次の点に留意してください。

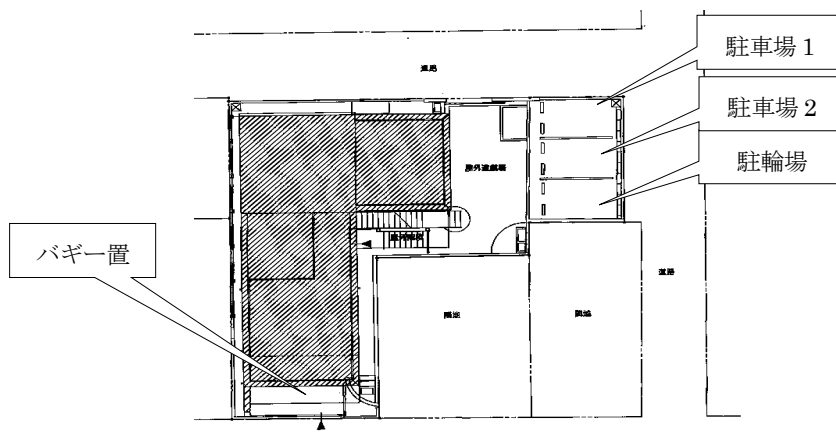
- ・当園では、登園、降園時間をセコムカードで管理しています。登園時、お子様を連れて保育室に入る前、降園時、お子様を連れて保育室から出た後、2回のチェックを忘れずをお願いいたします。
- ・遅刻、欠席される方は給食の準備がありますので朝8時30分までに必ず電話で連絡してください。尚、具合が悪くてお休みする場合は、病名、症状をお知らせください。学校伝染病の場合は、登園許可書が必要となります。
- ・登降園は必ず保護者（園に事前登録された人）が付き添ってください。保護者以外の方が送迎に来られる時は、必ず事前にご連絡ください。
- ・活動にスムーズに参加できるように9時までの登園をお願いいたします。
- ・土曜は自動ドアの開閉できる時間帯が決まっています。9時から16時の間、セコムカードではドアが開きませんので、インターホンでの対応をお願いいたします。

(2) 土曜日のご利用について

土曜の保育は、保護者のいずれもが就労する場合など、土曜日の保育を必要とする場合に利用することができます。また、保育や給食の提供など年間の職員配置を計画していくため、土曜日の利用者数を早めに把握する必要があります。このため、土曜日の保育のご利用の確認をさせていただくことがあります。

(3) 自家用車・バギー等の使用について

保護者の方の送り迎えの為に、園庭横に2台分の駐車場を整備いたしました。送り迎え以外の目的での駐車はできません。なお、利用される方は自家用車送迎届出書を提出してください。路上駐車はしないでください。特に、お隣の駐車場前は、車が入出庫できないため、停車もご遠慮ください。（止めて頂ける台数に限りがありますので、速やかな送りお迎えをお願い致します）



15 健康診断、健康管理について

(1) 健康診断

横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年 12 月横浜市条例第 60 号）に規定する定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）に規定する健康診断に準じて実施しています。

園児健康診断	全園児	2 回／年
歯科健診	全園児	2 回／年（歯磨き指導有り）
視聴覚健診	3 歳児	1 回／年
尿検査	3 歳児以上	1 回／年（乳児は採取できれば対象）
身体測定	全園児	1 回／月

※3ヶ月未満の乳児の健康診断は毎月行ないます。

(2) 健康管理、病気のときの対応

- ・身体測定の結果は、連絡ノートでお知らせします。
- ・健康診断、歯科検診、尿検査の結果は、連絡ノートまたは結果票でお知らせします。
- ・面接時に健康状態についてお尋ねします。その際「生活状況書」を提出してください。
- ・予防接種はできる限り早めに接種してください。
- ・登園時の熱は 37.5℃を目安とします。なお、24 時間以内に解熱剤等の薬を飲んでいる場合は、登園をご遠慮いただき、24 時間を経過し、呼吸器症状等がある場合は症状が改善され、病気が完治するまで休ませてください。
※脇の下で計測する体温計をご利用ください。耳で計測する体温計は、脇の下で計測する体温計より低く測定するので、ご遠慮ください。
- ・登園後の発熱（37.5℃以上）または、嘔吐や下痢等、病気に関して様子をお伝えいたします。状況によってはお迎えをお願いいたします。
- ・怪我を負った場合は、保護者への連絡と共に囑託医に指示を仰ぎ対応します。
- ・その他、お子様の体質等で気になっていることがある方は、お知らせください。

(3) 与薬について

当園では、横浜市医師会園医部会及び、横浜市福祉局の与薬に関する見解に基づき、原則として与薬の代行は行いません。ただし熱性痙攣の予防薬など、やむを得ないものに限っては、与薬することがございます。

その際には、必ず医師が発行する「与薬に関する主治医意見書」及び「与薬依頼書」をご提出ください。

なお、病気回復期の風邪薬などであっても、当園では対応することができませんので、主治医に保育園に通っていることを伝え、ご相談ください。

また、自宅で与薬している場合は担任にお伝えください。

16 感染症対策について

感染症又は食中毒が発生、又はまん延しないように、国の「保育所における感染症対策ガイドライン」及び横浜市園医の手引きに則り、感染症及び食中毒の予防のための衛生管理を、適切に実施します。

当園では学校保健法に基づいて、風疹・麻疹・水疱等の学校伝染病を規定し、それらの病気にかかった場合は、登園停止等の対応を定めて流行を押さえる措置をとっています。そこで、予防接種は症状の悪化を防ぐほか、他者への感染も防ぎ、集団生活をするうえでは大変重要です。できる限り、早めに接種してください。

また、保護者の方にも感染する場合がありますので、保護者の方も予防接種を受けるなど、ご注意ください。予防接種から年数が経っていると、効き目が薄れている場合があります。予防接種後は、体調の変化が見られる事もありますので接種後1時間は様子を見てからの登園をお願いいたします。

- ・別冊「学校において予防すべき感染症」資料に定められた病気にかかった場合は、必ず休ませてください。完治後は、医師の判断のうえ登園してください。
- ・第一種から第三種の伝染病に罹った場合には、医師による「登園許可書」を提出して下さい。その他の伝染病は「伝染病病状確認書」（医師から言われた注意事項と登園に差し支えないという確認を保護者が記入）を提出してください。

※登園許可書・伝染病病状確認書については「連絡ノート」後方に綴ってあります。利用の際は切り離し、ご提出ください。

※当園ではとびひに感染した場合はプールに入れないことになっています。

※水いぼに感染した場合は患部を露出しないようにしてガーゼ等で覆って登園してください。水あそびは行うことは可能ですが担任と相談してください。

17 障害児保育について

当園は、バリアフリー施設です。嘱託医、療育センター等と連携を密に取り、それぞれにあった対応をいたします。

18 嘱託医

以下の医療機関（小児科・内科）と嘱託医契約を締結しています。

医療機関の名称	元町アレルギー科・小児科クリニック
医 院 長 名	斉藤 正峰
所 在 地	横浜市中区元町 2-99 ジェイプラザ元町 1F
電 話 番 号	0 4 5 - 2 6 3 - 6 1 0 1

19 嘱託歯科医

横浜市医師会から派遣されます。

医療機関の名称	さとう歯科医院
医 院 長 名	佐藤 恭道
所 在 地	横浜市中区小港町 1 - 4 - 1 6
電 話 番 号	0 4 5 - 6 2 3 - 4 1 8 2

20 地域防災拠点、広域避難場所

保育所近隣の地域防災拠点、広域避難場所は次のとおりです。

地域防災拠点	北方小学校
広域避難場所	港の見える丘公園
一時避難場所	新山下公園

21 緊急時における対応

保育・教育の提供中に、子どもの健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、お子さまの保護者の方があらかじめ指定した緊急連絡先に連絡します。また、嘱託医又は子どもの主治医に相談する等の措置を講じます。

保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当保育所が責任を持って、しかるべき対処を行いますので、あらかじめ御了承願います。

<近隣の緊急連絡先>

警察署	加賀町警察署	045-641-0110
消防署	中消防署	045-251-0119
	北方消防出張所	045-624-0119
その他	横浜市立みなと赤十字病院	045-628-6100
	元町アレルギー科・小児科クリニック	045-263-6101
	さとう歯科医院	045-623-4182

22 非常災害時の対策

非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定めています。

非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員が周知するとともに、毎月1回以上避難及び消火、救出その他必要な訓練を実施しています。

防火管理者	武井 大樹
消防計画届出年月日	保土ヶ谷消防署 平成29年6月
避難訓練	毎月実施予定（地震、火災訓練） 年2回以上（不審者対応）、年1回（引渡訓練）
防災設備	消火器、誘導灯、火災報知器、防火扉 など

(1) 非常事態発生時の対応について

当園では、警戒警報発令時は、園を休園もしくは、帰宅していただくようにしております。保護者の方は速やかにお迎えをお願いいたします。

その際、通常通り行ったとしても、交通機関の乱れにより職員の通勤が困難となり、職員不足や給食メニューの変更や時間通りに行えない恐れもあり、保育を十分行えないなど皆様に多大なご迷惑をおかけすることもあるかと思えます。お子様・保護者の方・保育士等の安全確保のため、お仕事の都合等あるかと思えますが、ご協力の程、よろしくをお願いいたします。

(警報解除後でも、交通機関の乱れで、開所時間が予定通り行えない場合があります。)

警戒警報が発令された場合

- ・ 朝の6時00分の時点で気象庁の警戒警報が発令された場合は、休園になる場合があります。
- ・ 保育中に警戒警報が発令された場合は、こちらから一斉メール等で送信します。速やかに保護者の方のお迎えをお願いいたします。
- ・ やむを得ずお迎えが遅れる園児は、園でお預かりします。

保育時間中に大きな災害が発生した場合

- ・ 原則的には、園でお迎えをお待ちしています。
- ・ 災害の状況によっては、保護者の方へ連絡できないことも考えられますので情報を入手次第、早急にお迎えをお願いいたします。
また、予め園が指定している避難場所や震災時避難場所（地域防災拠点）・広域避難場所に移動することがあります。
- ・ 園児の引き渡しは、届け出ている方にします。お迎えに来た際は、保育室に入らず入口で、職員にクラスと名前をお伝えください。

避難訓練

災害時に備え、毎月1回、地震・火災・津波さらに不審者の侵入などを想定しての「避難訓練」を行っています。又、年に1回引取り訓練を行っています。

(2) 防災ヘルメット・避難靴について

- ・ 防災頭巾(乳児)、防災ヘルメット(幼児)に関しては、園にある物を使用します。
- ・ 避難靴は各自市販のバレーシューズ(上履き)を用意してください。(1歳児以上)

23 児童虐待の通告の義務

子どもの最善の利益を考慮する保育園は、児童虐待防止法第5条「子ども虐待の早期発見」において、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し早期発見に努めなければならない。

また、児童虐待防止法6条「子ども虐待に係る通告義務」により児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならないと定められています。

24 賠償責任保険の加入状況

以下の保険に加入しています。

保険の種類	保育園賠償責任保険 (公社)全国私立保育園連盟保険制度
保険の内容	通常保育のみ保障コース
保険金額	(施設賠償) 対物1事故/200万円 対人1名2億円/1事故10億円 (生産物賠償) 対物1事故・期間中200万円 対人1名2億円/1事故・期間中10億円 免責金額：なし

25 業務の質の評価について

保育所の自己評価	実施方法：保育士等の自己評価に基づき、全員で話し合い年1回、自己評価を実施 公表方法：園のホームページに掲載
外部評価	実施方法：横浜市福祉サービス第三者評価を受審 実施回数：5年に1回(平成29年度実施) 公表先：法人のホームページ

26 苦情相談窓口 要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

相談・苦情受付担当者	氏名 菱 美和子 電話番号 090-7843-5585	
相談・苦情解決責任者	氏名 山田 雅子 電話番号 090-1888-4268	
第三者委員	千代田 なが子	電話番号 045-621-1883
		役職・肩書等 婦人部副部長
	藤平 敏夫	電話番号 045-623-7453
		役職・肩書等 自治会経理部長

受付方法：面接、電話、文書などの方法により、相談・苦情を受け付けています。
正面入口にご意見箱を設置しています。

27 連携施設

連携施設の種類	なし
名称	
所在地	
連携協力の概要	

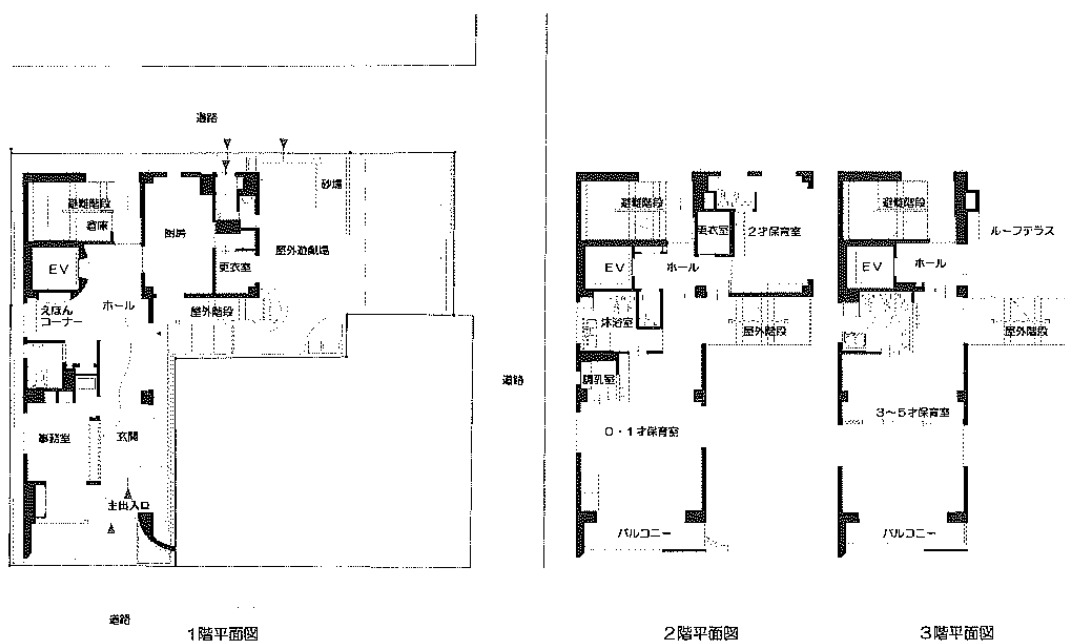
28 地域の育児支援について

<ul style="list-style-type: none"> ・新山下公園にて、毎週水曜日出前交流を実施しています。 <p><グランマ保育事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ・絵本貸し出し 平日 9時～16時 (随時受付) ・育児相談 平日 9時～16時 (予約不要)
--

29 個人情報の取り扱いについて

<ul style="list-style-type: none"> ・業務上知り得た利用子ども及び支給認定保護者の秘密を保持します。 ・地域の育児支援で利用した子ども及びその家族の秘密を保持します。 ・職員においては退職後においても同様に秘密を保持します。
--

園舎平面図



附 則

この説明書は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

この説明書は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。

この説明書は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

この説明書は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この説明書は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

この説明書は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

この説明書は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

この説明書は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。